

2021 ふるさと港北ふれあいまつり on-line 出展者募集要項

本要項は、ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会（以下、「実行委員会」とする）が主催する「2021 ふるさと港北ふれあいまつり on-line」（以下、「ふれあいまつり」とする）の出展者申込みに関する諸条件を定めるものです。ふれあいまつりに出展申込みをされた場合、本要項に同意いただいたものとみなします。

なお、動画の撮影時は、3密を避けるなど新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する行政機関の要請事項・注意事項等を遵守した上で行ってください。

1 目的

港北区の区民まつり「ふるさと港北ふれあいまつり」は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、昨年に引き続き、オンラインで開催します。

コロナ禍においても少人数、かつご自宅でも楽しんでいただける場を創出します。

特に、新型コロナウイルスの影響で活動発表の場がなくなってしまった、区内で活動するさまざまな団体の皆さまの動画やホームページ・SNS 等を紹介する事で、活動発表と交流の場を創出します。

2 出展対象団体

港北区内で活動している団体であること（個人でのお申込みはできません）

※法人、任意団体の種は問いません

3 掲載内容

- (1) 団体名
- (2) 団体・活動紹介文
- (3) 活動の様子や団体の写真
- (4) YouTube に掲載されている団体のPR動画サイトリンク（3つまで）
- (5) 団体ホームページのURL
- (6) SNS のアカウント名、URL

4 参加・申込対象外となる団体

- (1) 営利目的又は政治・宗教に関する勧誘行為やPR活動とみなされるもの
- (2) 公序良俗その他法令の定めに反するもの
- (3) 誹謗中傷を含むもの
- (4) 著作権その他第三者の権利を侵害しているもの
- (5) その他、適切でないと思われるもの

5 スケジュール

- (1) 出 展 申 込：2021年10月18日（月）まで
- (2) コンテンツ申込：2021年10月25日（月）まで

6 注意事項

(1) 保護者の同意

ふれあいまつりでは、申込みコンテンツがインターネット上において一般に広く公開・活用されます。申込みコンテンツに未成年者がいる場合、全ての未成年者の保護者の同意を得た上で申込みをしてください。申込みされたコンテンツは未成年者の保護者全員の同意が得られているものとみなします。

(2) 動画の撮影について

- ア 撮影する際は、安全を十分に確保した上で行ってください。また、撮影場所管理者の承諾を得るなど、各種関係法令に則ったうえ、撮影を行ってください。
- イ 自動車のナンバーなど個人の特定につながる情報が写りこまないよう注意してください。写りこんだ場合は個人の特定が出来ないように加工してください。
- ウ 撮影中に事故が生じた場合、主催者は一切の責任を負わないものとします。

(3) 著作権・肖像権などについて

申込コンテンツに関わる第三者からの権利侵害又、損害賠償などの問題が生じた場合、申込者の責任と負担で解決するものとし、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。また、著作権・肖像権の処理が不適切なコンテンツは、掲載できません。

ア 著作権について

申込コンテンツの著作権は、全て申込者に帰属します。ただし実行委員会は、ふれあいまつりの広報・記録・報告などのために必要な範囲においてコンテンツを無償かつ通知を要せず無期限に利用することができるとともに、インターネット上での公開や各種メディアを通じて使用することがございます。

イ 肖像権について

申込みされたコンテンツは、公開について了承されているものとみなします。申込みの際は、(ア)(イ)の処理を適切に行ってください。

(ア)申込の前に、参加者全員にコンテンツの公開について承諾を得てください。

申込されたコンテンツは実行委員会が運用する広報やSNS及びホームページで公開されるほか、各種メディアを通じて使用することがございます。

(イ)参加者以外の方が写りこまないように注意してください。写りこんだ場合は、承諾を得るまたは個人が特定できないように加工してください。

(4) 個人情報の取扱い

申込みの際の個人情報は、下記のとおり取り扱います。

ア 情報の利用目的

申込みに関する問い合わせなど、ふれあいまつりのために必要な範囲でのみ利用します。

イ 情報の開示

法令に基づき司法機関・行政機関またはこれに類する機関から情報開示の要請を受けたとき以外、個人情報を第三者に提供または開示することはありません。

(5) YouTube の利用について

ア YouTube でコンテンツを作成する際は、YouTube の利用規約及びコミュニティガイドラインに従ってください。

イ YouTube によるコンテンツの作成については当該プラットフォームの利用規約に基づき、13 歳未満の方には資格がございません。また、コンテンツの参加者に未成年者がいる場合は未成年者の保護者全員の同意を得た上で申込みをしてください。

7 その他

(1) 申込みにかかる通信費、接続費等の諸経費は、申込者の負担となります。

(2) 予告なく、募集要項の内容を一部変更、修正する場合があります。